

第五話 公共施設等総合管理計画を読む（西日本 17 県）

第一話で述べたように、公共施設等総合管理計画は、インフラの長寿命化の流れに合流してきた経緯から、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月 22 日）で「本指針を参考とするほか、「インフラ長寿命化基本計画」を参考として総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるよう」と要請している。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000287574.pdf

これに対する全国各県の対応は一律ではなく、第四話で述べた強靱化地域計画とは様相が異なる。計画図書の名称も「公共施設等総合管理指針」、「公共施設等マネジメント基本方針」、「県有財産総合管理方針」、「ファシリティマネジメント基本計画」等多様で、長寿命化計画を別途整備している県もある。西日本 17 県に絞っても、計画文書量が 10 数ページの簡潔なものから 100 ページを超える大部なものまでさまざまである。

公共施設等総合管理計画の記述内容として、「公共施設等の現況及び将来の見通し」、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」等の記載が要請されており、各県は対象とする施設、現在保有する施設一覧および各施設の定量的な情報（建設年等）、点検状況および修繕計画が記載されている。

策定にあたっての指針では、地方公会計（固定資産台帳）との関係について「総務省においては、複式簿記の導入や固定資産台帳の整備を前提とした新たな財務書類の作成基準の設定に向け、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の下に 2 つの作業部会を設け、具体的な検討を進めてきたところであり、近く最終的なとりまとめがなされる見込みである。その後、新たな基準の周知とともに、固定資産台帳を含む財務書類等の作成マニュアルを作成した上で、各地方公共団体に対し、新たな基準に基づく財務書類等の作成を要請することとしているので、この動向に留意されたい」と指摘して、「将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものである」と述べて、将来地方公会計にインフラ施設を資産（アセット）として捉えることを想定している。この動向は、現在斜面インフラマネジメント協会内で議論をしている、諸外国で採用されている“Geotechnical Asset”（地盤資産と訳しておく）の導入の可能性と軌を一にしている。

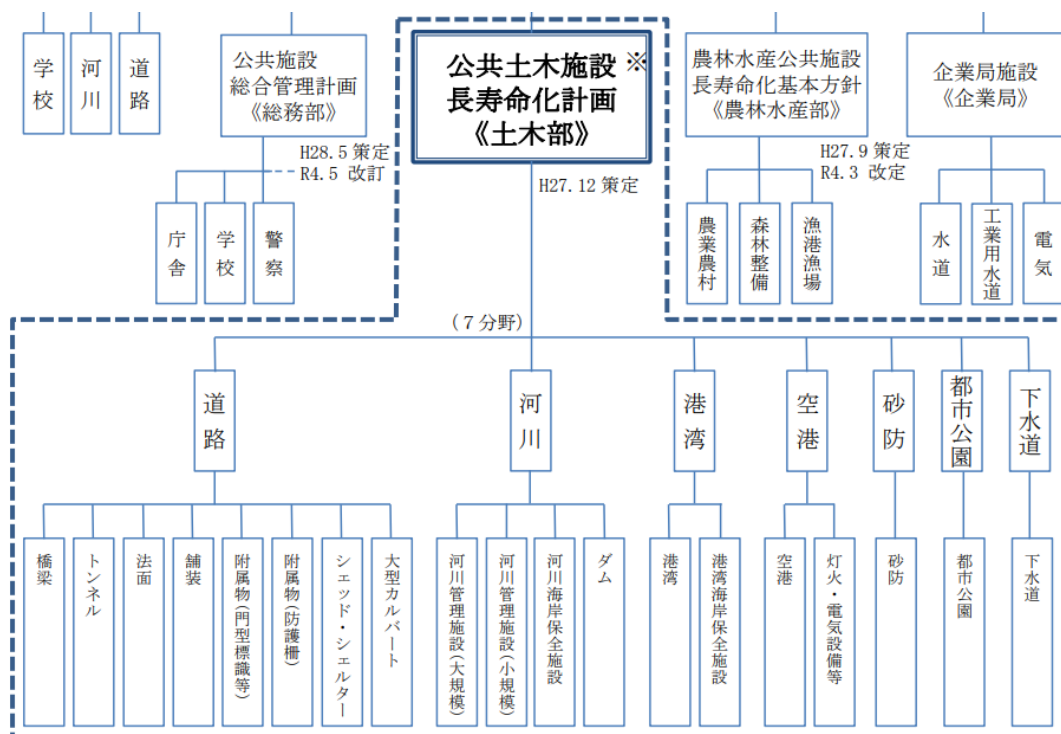
公共施設等総合管理計画の記述内容について各県の対応が多様なことから、以下インフラ施設の長寿命化およびインフラ資産に係る事項の 2 点に絞り、代表例を示しながら検討を進める。なお、公共施設等総合管理計画に加えて関連する個別計画等も併せて読み合わせた。

（1）対象施設

長寿命化の対象施設として、道路分野の施設類型を「橋梁」、「トンネル」、「舗装」と「道路付属物」の 4 分類とするのが現時点では一般的である。「法面」を橋梁、トンネルと同列に、独立した施設類型の一つに挙げているのは島根県、大分県および広島県である。島根県の例は、斜面インフラマネジメント協会の考え方に類似し、このように法面を捉える考えが他の県でも採用されることが望まれる。

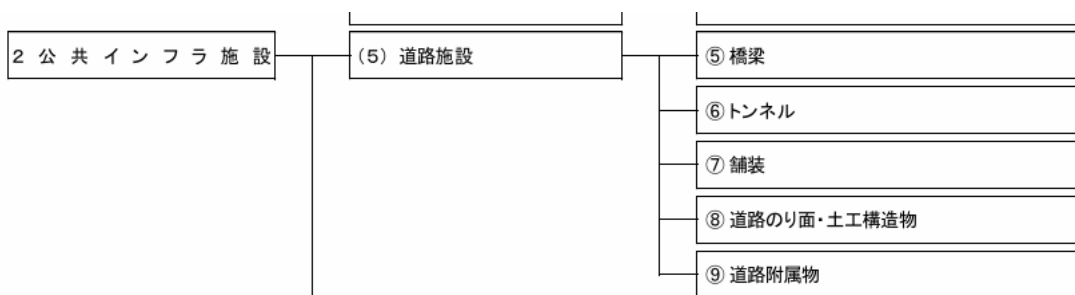


会長のコーナ



出典：島根県公共土木施設長寿命化計画（平成 27 年）

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/index.data/keikaku.pdf



出典：大分県公共施設等総合管理指針（令和 7 年）

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2238987.pdf>

区分	施設分類名	対象施設分類	修繕方針名	策定状況
道路	橋梁	①	橋梁 修繕方針	H26. 8 策定／R3. 3 改訂
	トンネル	②	トンネル 修繕方針	H26. 8 策定／R3. 3 改訂
	舗装	③	舗装 修繕方針	H26. 8 策定／R3. 3 改訂
	法面		R5. 3 策定予定	
	道路附属物	④	道路附属物 修繕方針	H30. 3 策定／R3. 3 改訂

出典：広島県インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み（令和 3 年）

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/743706_7403999_misc.pdf



一般社団法人

斜面インフラマネジメント協会

Japan Association of Infrastructure Slope Management



(2) インフラ施設の保有状況

公共施設等総合管理計画に示されている典型的なインフラ施設の保有状況は、広島県公共インフラ施設の保有状況（令和3年度資料）に見ることができる。ただし、本表には法面は含まれていない。

施設区分			施設数	備考
公共土木施設	道路	橋梁	4,222橋	R2.3現在
		トンネル（ロックシェッド、スノーシェルターを含む）	174基	R2.3現在
		舗装	4,173km	R2.3現在
		道路附属物	道路照明9,499基、道路標識21,022基、道路情報提供装置296基	R2.3現在
	河川	排水機場	11施設	R2.3現在
		堤防・護岸	5,645km	R2.3現在
	ダム	取水・放流設備/電気通信設備/監視制御設備/観測・計測設備/放流警報設備	12基	R2.3現在
	砂防	砂防堰堤	2,110基	R2.3現在
		溪流保全工	1,671溪流	R2.3現在
		急傾斜施設	6,883施設	R2.3現在
		地すべり施設	646施設	R2.3現在
	港湾・漁港	臨港道路・橋梁	橋梁：18橋、舗装：84km	R2.3現在
		岸壁・物揚場/棧橋（可動橋）	1,096施設	R2.3現在
		防波堤・導流堤	611施設	R2.3現在
	海岸	防潮水門・排水機場	7施設	R2.3現在
		防潮扉（水門・陸閘）	水門：44施設、陸閘：1,831施設	R2.3現在
		堤防/護岸/胸壁	498km	R2.3現在
		海浜	13施設	R2.3現在
	都市公園	建物・運動施設（建築物・土木構造物） 大型遊具等（一般施設） 電気機械設備（各種設備）	3箇所	R2.3現在

出典：広島県公共施設等マネジメント方策

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/974901_8815702_misc.pdf

道路のり面の情報が含まれる大分県および島根県について、道路施設の保有状況を下記に示す。

大分県公共インフラ施設の保有状況（2023年度末現在）

施設類型	施設分類	数量	単位
(5) 道路施設	橋梁	2,534	橋
	トンネル	261	本
	舗装	3,141	km
	道路のり面・土工構造物	8,877	施設
	道路附属物	9,770	施設

出典：大分県公共施設等総合管理指針 令和7年度～令和16年度

<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2238987.pdf>





島根県公共インフラ施設の保有状況（平成 27 年 3 月末現在）

分野名	施 設 名	施設数等	
道路	橋梁	2,671	橋
	トンネル	188	本
	法面（緊急輸送道路）	5,742	箇所
	舗装	3,077	Km
	附属物（標識、照明等）	24,794	基
	シエット※ ¹	48	基
	大型カルバート※ ²	8	基

出典：島根県公共土木施設長寿命化計画

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/index.data/keikaku.pdf

（つづく）

バックナンバー

No.6	2025年9月12日
No.5	2025年8月22日
No.4	2025年8月 8日
No.3	2025年7月25日
No.2	2025年7月 4日
No.1	2025年6月20日

